○関東地方整備局告示第三百一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年七月四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般社団法人日本住宅性能評価機構

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	阪田　貴
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年五月三十一日

○近畿地方整備局告示第百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年七月四日

近畿地方整備局長　池内　幸司

第１　起業者の名称　福井県

第２　事業の種類　一般国道157号改築工事（大野バイパス・福井県大野市中保10字鐘撞地内から同市吉10字八分一地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福井県大野市中保10字鐘撞及び11字森広、菖蒲池３字定兼、４字六反田、10字寺屋敷、11字九反田、14字墓ノ元、15字三反田、29字京田及び30字堂ノ前、東中21字向田並びに吉９字国徳及び10字八分一地内

２　使用の部分　福井県大野市菖蒲池３字定兼、10字寺屋敷及び29字京田、東中21字向田並びに吉９字国徳及び10字八分一地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福井県大野市横枕46字押切島地内から同市吉10字八分一地内までの延長4.65㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道157号改築工事（大野バイパス）及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道157号改築工事（大野バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる土地改良区が設置する農業用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本体事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び福井県内に存することから、道路法第13条第１項の規定により福井県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である福井県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道157号（以下「本路線」という。）は、石川県金沢市を起点とし、福井県勝山市と大野市を経由して、岐阜県岐阜市に至る延長約201.9㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する福井県大野市は、福井県北東部に位置し、繊維産業や農林業で発展してきた人口約3.4万人を擁する奥越地域の中心都市であり、道路交通面においては、本路線以外にも福井県福井市と岐阜県郡上市とを結ぶ一般国道158号が通過するなど自動車交通の拠点となっている。

大野市内における本路線は、沿線住民の通勤通学等に利用され、沿線地域と大野市街地を結ぶ生活道路として重要な役割を果たしているとともに、物流、観光路線としての役割も担う重要な路線となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、大野市中心部の既成市街地を通過しており、沿線住民の日常生活による利用はもとより、物流、観光などにも広く利用されていることから、地域内交通と通過交通がふくそうして自動車交通量が多く、平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、勝山市平泉寺町大渡地内で15,129台／日となっており、道路構造令（昭和45年政令第320号）で規定される設計基準交通量9,000台／日を大きく上回っている。また、道路構造令が規定する平地部の一般国道の最小車道部幅員7.5ｍに満たない幅員狭小区間や、線形不良部が２箇所存在するなど、自動車の円滑な交通に支障をきたしており、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。また、歩道については、90％以上の区間が設置されているものの、幅員２ｍ未満の狭隘区間が50％以上となっており、特に、冬期においては積雪量が非常に多い地域であることから、歩行者は積雪のため歩道を通行できなくなったり、除雪や堆雪等で狭くなった道路を通行せざるを得なくなるなど、歩行者の安全な通行が著しく脅かされている状況にある。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な４車線道路が整備されることから、車両の安全かつ円滑な通行が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。また、自転車歩行者道が整備されることにより、歩行者等の安全な通行も確保することができる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気質に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が６箇所存在するが、このうち４箇所については発掘調査等を完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る２箇所についても福井県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づき、バイパス方式により自転車歩行者道を備えた４車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本事業計画は、平成10年４月21日に都市計画決定され、平成13年３月６日及び平成21年１月12日に変更決定された都市計画とは、一般部の中央帯幅員等を除き、基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。